

# 第1章 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の目的

士別市では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成 15（2003）年に「男女がともにきらめくまちプラン～士別市男女共同参画行動計画」を策定し、平成 23（2011）年には「士別市男女共同参画推進条例」を施行しました。

また、平成 25（2013）年に「第2期男女共同参画行動計画」を策定し、これらの条例や行動計画に基づき、人権の尊重や平等、自立に向けた支援、積極的な社会参画など、様々な施策を推進してきました。

その一方で、性別による固定的な役割分担意識や男女間の社会的・経済的な格差が、依然として残っている状況も見受けられます。

平成 27（2015）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や長時間労働の是正に伴う男性の育児時間の増加、育児・介護をしながら仕事を続けられる職場環境の改善に向けた取り組みなど、より一層、男女共同参画の推進が求められています。

これらの情勢を踏まえ、すべての市民がいきいきと自分らしく暮らすため、市民や関係団体、企業、行政がそれぞれの役割のもと、一体となって取り組むための指針となる「第3期士別市男女共同参画行動計画」を策定します。

## 2 計画策定の背景

### （1）国連の動き

国連では、女性の地位向上をめざして昭和 50（1975）年を「国際婦人年」と位置付け、「世界行動計画」を採択したほか、昭和 51（1976）年からの 10 年を「国際婦人の 10 年」と定め、「平等・開発・平和」の目標達成に向けた地球規模での活動を進めてきました。

昭和 54（1979）年に採択された「女子差別撤廃条約」は、各国の女性政策の基盤として男女平等の取り組みの原点となっているものです。

昭和 60（1985）年には「女性の地位向上のためのナイロビ戦略」も採択され、「女性の権利は人権である」ことを明確に認識するなかで、「北京宣言および行動要領」が平成 7（1995）年に採択され、「ジェンダー<sup>※1</sup>の視点」・「エンパワーメント<sup>※2</sup>」の概念が広く認識されるようになりました。

平成 12（2000）年には、「男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「政治宣言」と「成果文書」が採択されています。

平成 23（2011）年に「UN Women」が、女性・女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的として正式発足したほか、平成 24（2012）年・平成 26（2014）年には、第 56 回・第 58 回国連婦人の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

平成 27（2015）年に、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs<sup>※3</sup>）が採択され、目標の 1 つとして、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女兒の能力強化を行うことが設定されました。

## （2）国の動き

我が国では、昭和 50（1975）年の国際婦人年を契機に、婦人問題推進本部（平成 6（1994）年からは男女共同参画推進本部）を設置し、昭和 52（1977）年に「国内行動計画」、昭和 62（1987）年には「新国内運動計画」を策定しました。これまでの間、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定、女子差別撤廃条約を批准したほか、平成 8（1996）年には「男女共同参画 2000 年プラン」を策定するなど、女性の地位向上に向けた取り組みを進めてきました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の形成に関する基本理念や責務、施策の基本となる事項を定めた「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく「男女共同参画基本計画」が平成 12（2000）年に策定されました。

---

※1 **ジェンダー**：生物学的な性差ではなく、「女はこうすべき、男はこうすべき」「男は社会で働き、女は家庭を守る」など、社会的・文化的な男女の違い（性差）をいう。

※2 **エンパワーメント**：女性が政治的・社会的・経済的に自己決定力を身につけて力をもつことをいう。現在では女性に限らず、企業の生産性の向上や貧困からの脱却などで「力をつける」という意味で使用。

※3 **SDGs（持続可能な開発目標）**：先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030 年を期限とする包括的な 17 の目標のこと。

その後、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の制定、平成 15（2003）年に「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。平成 17（2005）年には、休業期間の延長を盛り込んだ「育児・介護休業法」の改正が行われたほか、政策・方針決定過程への女性参画拡大や仕事と家庭・地域生活の両立支援、働き方の見直しなどを重点事項とした「第2次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 19（2007）年には、「男女雇用機会均等法」の改正により、男女双方に対する差別、妊娠・出産等を理由とする不利益な取り扱いが禁止され、「DV防止法」では、保護命令制度を拡充するなどの改正が行われました。

平成 22（2010）年に「第3次男女共同参画基本計画」、平成 27（2015）年には「第4次男女共同参画基本計画」において、あらゆる分野における女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備などを盛り込んだ計画を策定しました。また、同年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されたことにより、自らの意思で職業生活を営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮され、豊かで活力ある社会の実現を図るための取り組みが進められています。

### （3）北海道の動き

北海道では、昭和 53（1978）年の「北海道婦人行動計画」の策定をはじめとして、昭和 62（1987）年には「北海道女性の自立プラン」、平成 9（1997）年には、男女がともに参画する社会の形成をめざした「北海道男女共同参画プラン」を策定しました。

その後、平成 13（2001）年には「北海道男女平等参画推進条例」が施行され、平成 14（2002）年に「北海道男女平等参画基本計画」を策定するとともに、平成 20（2008）年には、これまでの取り組みを推進するために、「第2次北海道男女平等参画基本計画」を策定しています。

### （4）市の動き

士別市では、平成 13（2001）年に女性行政担当窓口を設置し、女性政策を総合的に推進する取り組みを進めてきました。本市における「男女共同参画行動計画」は、庁内女性職員で構成する「男女共同参画社会実現のための庁内懇談会」により、多くの市民意見を踏まえて素案をまとめ、有識者や各団体の代表者、公募委員などによる「士別市人づくり・まちづくり推進協議会」における検討のもとで、平成 15（2003）

年に「男女がともにきらめくまちプラン 士別市男女共同参画行動計画」として初めて策定しました。

さらに、平成 23（2011）年に「士別市男女共同参画推進条例」が施行されるなかで、平成 25（2013）年に策定した「第 2 期士別市男女共同参画行動計画」が、5 年の計画期間の満了を迎えることから、このたび「第 3 期士別市男女共同参画行動計画」を策定するところです。

新たな計画は、士別市人づくり・まちづくり推進協議会や市民アンケートによる意識調査、庁内検討グループ会議、政策会議における検討を進め、市民意見の公募手続き（パブリックコメント）を経て策定するものです。

士別市では、これらの条例や計画に基づき、男女がともに尊重し合いながら、あらゆる分野において対等なパートナーとして参画する社会の実現に向けた取り組みを進めています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」のほか、士別市男女共同参画推進条例第 15 条に基づく「男女共同参画計画」、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第 2 条の 3 第 3 項に基づく「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。

また、士別市まちづくり総合計画を上位計画とする個別計画として、関連する諸計画との整合性を図り、男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

## 4 計画の基本理念

士別市男女共同参画推進条例（第3条～第8条）の基本理念のもと、お互いを認め合い、そして助け合いながら、自分らしく暮らしていくことができる社会をめざします。

- 男女の人権の尊重（第3条）
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- 家庭生活とその他の活動の両立（第6条）
- 互いの性の尊重及び生涯にわたる健康への配慮（第7条）
- 国際社会における取り組みへの配慮（第8条）

## 5 計画の期間

計画の期間は、「士別市まちづくり総合計画」と連動し、2018年度から2025年度までの8年間の計画とし、必要に応じて適宜見直しを行います。